堺市報道提供資料

令和４年 10 月 28 日提供

市立中学校における
調査書等誤記載に係る関係教職員の懲戒処分等について

令和４年４月から６月にかけて判明しました、令和４年度大阪府公立高等学校入学者選抜及び私立高等学校入学試験の際に本市立中学校計 16 校から送付した調査書等について、生徒計 140 名の「評定」あるいは評定以外の項目（「性別」「生年月日」「活動／行動の記録」）に誤記載があり、うち生徒 2 名については、これに伴い合否結果に誤りが生じた件につきまして、関係教職員及び当時の教育委員会事務局職員に対し、以下のとおり処分等を行いました。

生徒の将来を決定する重要な書類である調査書等において、誤記載という重大な事態を重く受け止め、当該生徒、保護者、さらには市民の皆様に深くお詫びします。再びこのような事案を起こさないため「堺市調査書誤記載検証報告書」を踏まえた再発防止策の徹底に学校園及び教育委員会事務局が一体で取り組みます。

1　令和４年度入試における誤記載一覧（令和４年９月「堺市調査書誤記載検証報告書」から抜粋）

学校	選抜種類	評定影響	合否影響	対象	概要	経緯
A 校	一般	○	○	22 名	○評定の誤記載（1 名合否影響） ・成績一覧番号の貼り付け誤り	4 月：卒業生（口頭開示）から指摘
B 校	一般	○	○	49 名	○評定の誤記載（1 名合否影響） ・誤って特別選抜用を利用	4 月：全校一斉調査
C 校	一般	○	—	4 名	○評定の誤記載 ・修正前のデータを読み込む	4 月：全校一斉調査
D 校	一般	—	—	1 名	○生年月日の誤記載 ・府ソフトで誤入力	4 月：全校一斉調査
E 校	一般	—	—	1 名	○性別の誤記載 ・府ソフトで誤入力	3 月：高校から指摘
13 校 ※	一般	—	—	63 名	○活動等の記録の誤記載 ・子どもサポートシステム（学籍・成績管理ソフト）の誤入力	6 月：卒業生（開示請求）から指摘 6 月：全校一斉調査

※13 校には B、C 校を含む

2　地方公務員法に基づく懲戒処分

（1）A 校について

	処分内容	被処分者	概　要	処分根拠
1	減給 10 分の 1 4 月	市立学校 主幹教諭 （39 歳）	勤務する中学校において、本市「調査書作成・点検マニュアル（以下「マニュアル」という。）に基づく「調査書作成担当者」であったが、マニュアルを十分に理解せず、また、調査書作成作業において、マニュアルを参照しながら行わず、調査書作成データの誤入力を発生させた。また、点検資料についても、教頭から何度も指導を受けながら理解に至らず、担任等に誤った指示で点検させるなど、誤記載を誘発した。	地方公務員法第 32 条及び第 33 条に違反し、同法第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に該当

2	減給 10 分の 1 4 月	市立学校 教諭 （40 歳）	勤務する中学校において、マニュアルに基づく「学籍・成績管理者」であったが、調査書作成工程を十分理解しておらず、点検の際、本市の学籍・成績管理システムである「子どもサポートシステム」にある資料との点検確認すべきところ、資料の出元の確認を怠り、誤記載を発見できなかった。	地方公務員法第 32 条及び第 33 条に違反し、同法第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に該当
3	減給 10 分の 1 2 月	市立学校 校長 （62 歳）	調査書作成の最高責任者として、所属教職員に対して調査書作成の留意点を適宜指導していたが、結果として所属教職員による誤入力及び不適切な点検実施を防ぐことができず、生徒の進路、将来に重大な影響を与えたことに対する管理監督責任。	地方公務員法第 32 条に違反し、同法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当
4	減給 10 分の 1 2 月	市立学校 教頭 （43 歳）	マニュアルに位置付けられた事務の総括者として、所属教職員に対して調査書作成の留意点を適宜指導していたが、結果として所属教職員による誤入力及び不適切な点検実施を防ぐことができず、生徒の進路、将来に重大な影響を与えたことに対する管理監督責任。	地方公務員法第 32 条に違反し、同法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当

（2）B 校について

	処分内容	被処分者	概　要	処分根拠
5	減給 10 分の 1 4 月	市立学校 教諭 （64 歳）	勤務する中学校において、マニュアルに基づく「調査書作成担当者」であったが、調査書作成作業において最も重要であるパソコン作業を誤り、マニュアル通りの点検作業をすることを怠った。	地方公務員法第 32 条及び第 33 条に違反し、同法第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に該当
6	減給 10 分の 1 4 月	市立学校 教諭 （64 歳）	勤務する中学校において、マニュアルに基づく「学籍・成績管理者」であったが、被処分者 5 に作業を委ね、自身が担っている職責を果たさず、誤記載を発見できなかった。	地方公務員法第 32 条及び第 33 条に違反し、同法第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に該当
7	減給 10 分の 1 2 月	市立学校 校長 （49 歳）	調査書作成の最高責任者として、所属教職員に対して調査書作成の留意点を適宜指導していたが、結果として所属教職員による誤入力及び不適切な点検実施を防ぐことができず、生徒の進路、将来に重大な影響を与えたことに対する管理監督責任。	地方公務員法第 32 条に違反し、同法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当
8	減給 10 分の 1 2 月	市立学校 教頭 （53 歳）	マニュアルに位置付けられた事務の総括者として、所属教職員に対して調査書作成の留意点を適宜指導していたが、結果として所属教職員による誤入力及び不適切な点検実施を防ぐことができず、生徒の進路、将来に重大な影響を与えたことに対する管理監督責任。	地方公務員法第 32 条に違反し、同法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当

（3）C 校について

○関係した教職員 2 名に対して服務上の措置として文書訓告、当時の校長、教頭に対して、同じく厳重注意（管理監督責任）を行った。

（4）13 校（B、C 校を除き、D、E 校を含む）について

○当時の校長に対して服務上の措置として、厳重注意（12 名。1 名は退職のため不問）を行った。

○当時の教頭に対して、現在の所属長（校長等）から指導（11 名。2 名は退職のため不問）を行った。

○誤記載をした教職員に対して、現在の所属長（校長等）から指導（36 名）を行った。

（5）当時の教育委員会事務局職員について

	処分内容	被処分者	概　要	処分根拠
9	戒告	市立学校 校長 （54 歳）	令和元年度から令和 3 年度まで教育委員会事務局における進路指導事務担当課長を務めていたが、その間毎年発生していた調査書誤記載事案に対し、要因の掘り下げが不十分であり、担当課として行った対策は、マニュアルの遵守を学校に指導するのみで、根本的な対策を講じなかった。	地方公務員法第 32 条に違反し、同法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当

また、上記事案に関し、当時の所属長（元教育委員会事務局職員、現市立学校長）に対し文書訓告（管理監督責任）を行った。

3 処分日

令和 4 年 10 月 28 日

問い合わせ先	（1～8 について） 担　当　課：教育委員会事務局 教職員人事部 教職員人事課 電　　話：072-228-7438 ファックス：072-228-7890
	（9 について） 担　当　課：教育委員会事務局 総務部 総務課 電　　話：072-228-7435 ファックス：072-228-7890
	（調査書等の誤記載について） 担　当　課：教育委員会事務局 学校教育部 生徒指導課 電　　話：072-228-7436 ファックス：072-228-7421